



カドミウムの暫定排水基準見直しについて

令和元年 11 月 18 日に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が環境省より公布され、カドミウム及びその化合物の暫定排水基準について見直しが行われました。

カドミウム及びその化合物においては平成 26 年 12 月に一般排水基準が強化されましたが、その時点で直ちに基準を達成することが困難であると認められた 4 業種について、暫定排水基準が設定され、その後、3 年ごとの見直しを経て、現在は 1 業種(金属鉱業)が適用されています。

今回の見直しでは暫定排水基準が設定されている残りの 1 業種(金属鉱業)について、現状では対応が困難であることから、現在の暫定排水基準(0.08mg/L)を令和 3 年 11 月 30 日まで維持することとなりました。

本改正は令和元年 12 月 1 日施行されました。

当社では、カドミウム及びその化合物などの各種金属分析も含め、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください

資料 [2019年11月18日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 野村咲子

<年末年始休業について>

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月28日(土) ~ 1月5日(日)

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集](#)

[2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

[3. 作業環境測定基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集について](#)

「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会において、「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)」が取りまとめられ、パブリックコメントを実施しています。

実施期間:令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで

答申案の概要:

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

・大防法への位置付け、作業基準(石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材)の策定

2. 事前調査の信頼性の確保

・事前調査の方法等、一定の知見を有する者による事前調査の実施、調査結果の記録や都道府県等への報告

3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

・石綿含有建材の除去等作業の記録等、作業終了時の確認及び報告

4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

・隔離場所からの漏えい監視の強化と隔離場所周辺における大気濃度測定の実施

5. 作業基準遵守の強化

6. その他検討事項

・大防法と安衛法(石綿則)の連携

・一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保

・建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握

・現場での指導強化、普及啓発の取組

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2019年11月14日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志



基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？

工場や家庭からの排水には法律による規制があります。放流先や排水量、取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。詳しくは下記URL、右記QRコードからご覧いただけます。

http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html



お問い合わせはこちら

